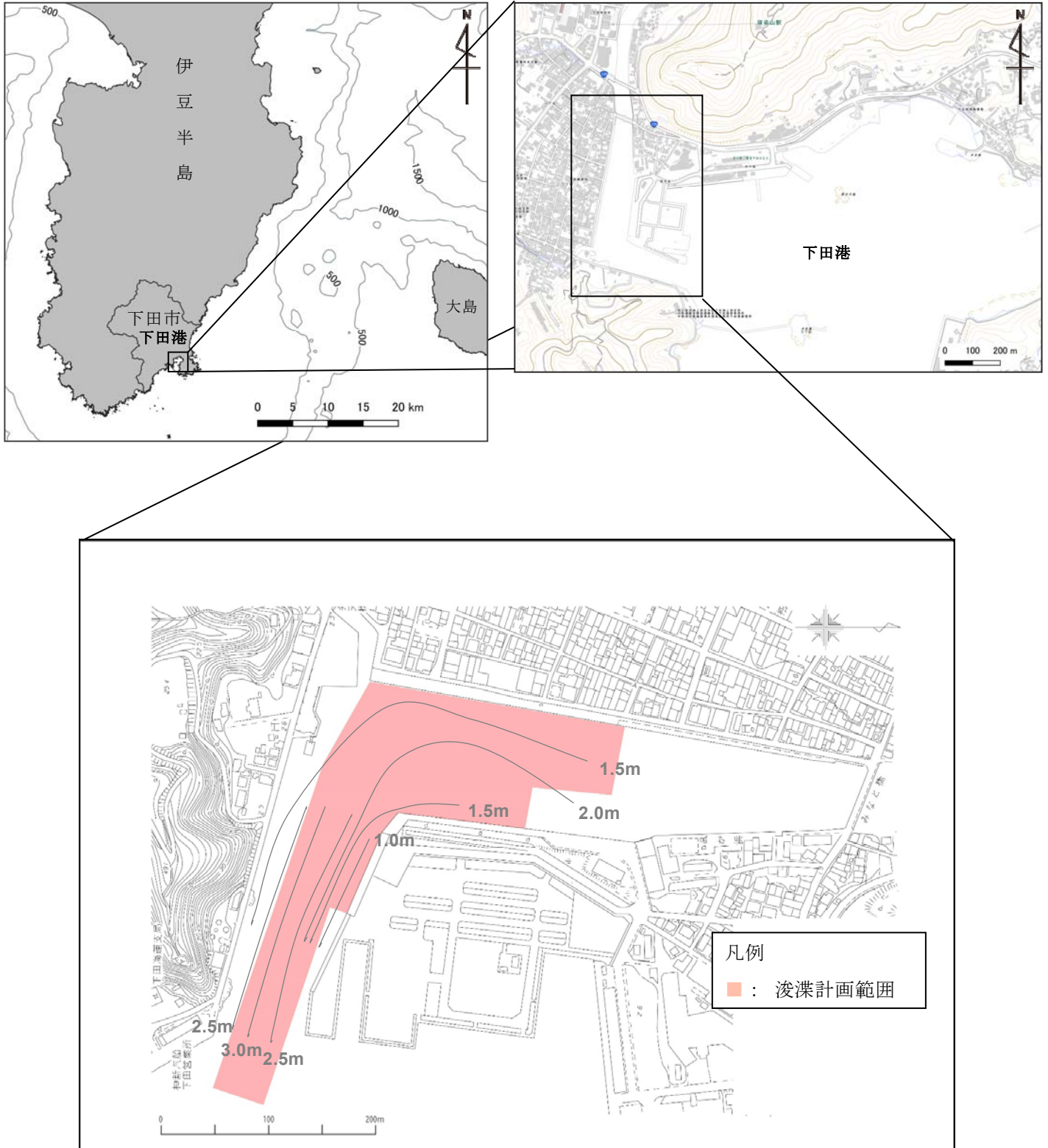


別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫計画範囲

浚渫計画範囲は、図-1に示す静岡県下田市の相模灘に面する下田港(地方港湾)である。深浅測量を行った結果、計画水深に満たなかった範囲を浚渫計画範囲として設定した。



注：等水深線は深浅測量結果より作成した。

図-1 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫計画範囲

(2) 政令で定める基準の適合状況

浚渫土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取地点は図-2に示す。

試料採取地点数は表層15地点、柱状採泥3地点の計18地点である。これらは、表-1に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

表-1 代表地点の選定根拠

港名	代表地点の選定根拠
下田港	<ul style="list-style-type: none">・浚渫計画範囲は河口部に位置しているが、波が直接進入しない湾奥に位置していることから波による底質の移動の影響を受けにくい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や他に流入する河川がなく稲生沢川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、前面海域の相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、海洋の影響を受けて粒度の変化や有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。・下田港の浚渫深さは最大3.5m必要であるが、計画水深上に新たに堆積した土砂であり、かつ土砂供給源は稲生沢川に限られることから、既調査地点と同様な土砂と考えられる。・稲生沢川地区は、河道の幅が50～100mと比較的狭いため浚渫範囲の上流部から下流部にかけて、河道の概ね中央付近もしくは両岸付近の堆積が顕著な地点の15地点に表層水底土砂の調査地点を配置した。また、浚渫予定範囲の上流部、中央部、下流部の堆積が顕著で層厚な箇所3地点において、鉛直方向の性状を把握するための調査地点を配置した。

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査に関わる分析結果を表-2～10に示す。

分析結果を踏まえ、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、「添付書類-2 廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類」の表1-7(2)に示すとおり、一部地域において柱状採泥調査の結果、DL-2.52m～DL-3.02mでトリブチルスズの分析結果が基準値を超過したことから、「添付書類-1 一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類」の「2.1 2)」に示すとおり基準値を超過した深度について掘削を行わないものとし、一部の区域の浚渫深度を-2.50mとした。

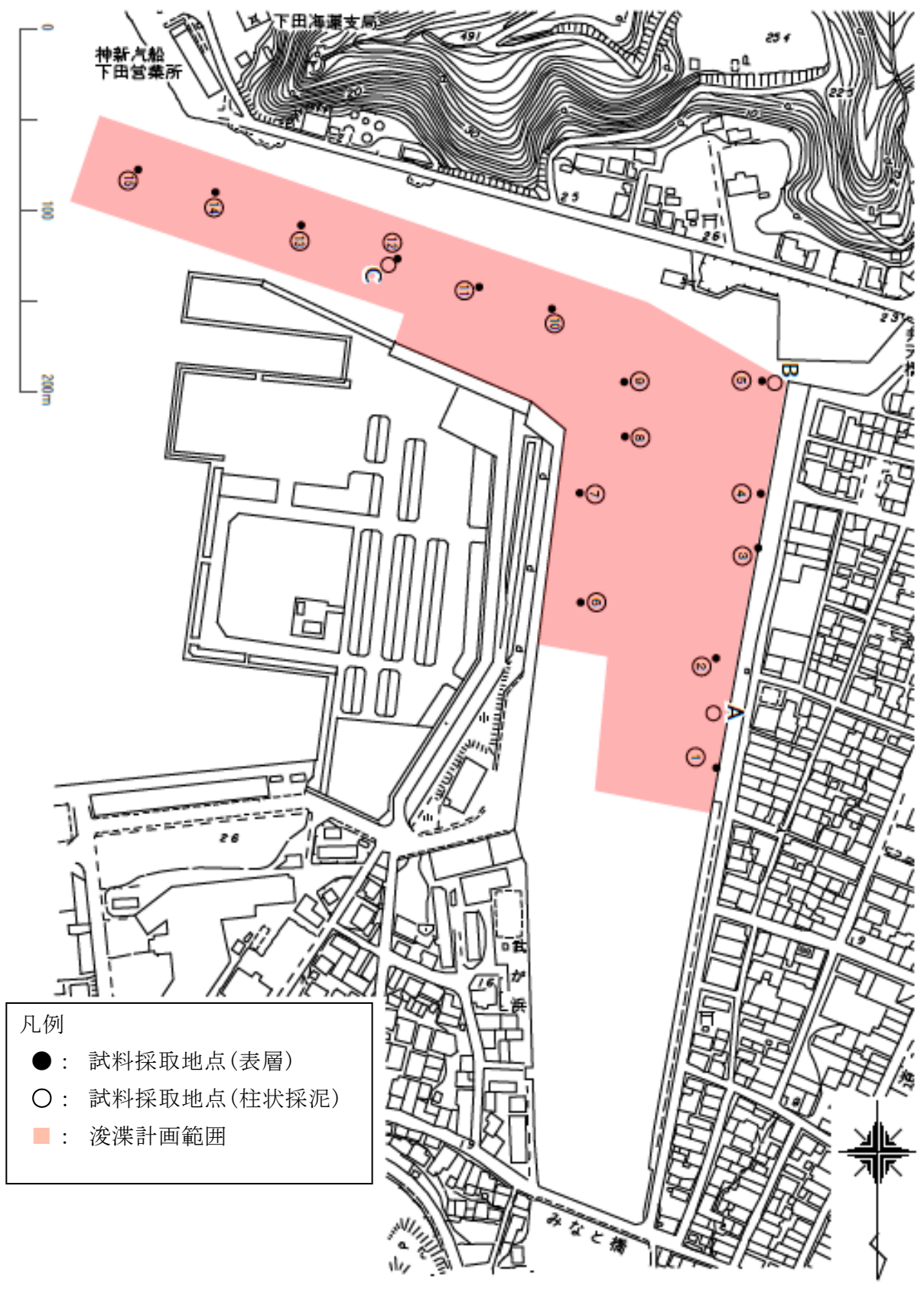


図-2 浚渫土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための土砂試料採取地点

表-2 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(①～⑨：試料採取日 令和2年2月4日)
(⑩～⑮：試料採取日 令和2年2月5日)

項目	単位	①	②	③	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.65	0.47	0.80	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-3 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(①～⑨：試料採取日 令和2年2月4日)
(⑩～⑮：試料採取日 令和2年2月5日)

項目	単位	④	⑤	⑥	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.38	0.30	1.2	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-4 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(①～⑨：試料採取日 令和 2年 2月 4日)
 (⑩～⑮：試料採取日 令和 2年 2月 5日)

項目	単位	⑦	⑧	⑨	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.36	0.58	0.60	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-5 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(①～⑨：試料採取日 令和 2年 2月 4日)
(⑩～⑮：試料採取日 令和 2年 2月 5日)

項目	単位	⑩	⑪	⑫	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.7	1.6	1.6	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.20	0.12	0.22	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-6 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(①～⑨：試料採取日 令和 2年 2月 4日)
 (⑩～⑮：試料採取日 令和 2年 2月 5日)

項目	単位	⑬	⑭	⑮	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.5	1.5	1.1	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.54	0.25	0.24	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-7 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥 地点A)

(試料採取日 令和3年1月8日)

項目	単位	DL-1.02~ DL-1.52	DL-1.52~ DL-2.02	DL-2.02~ DL-2.52	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.04	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.6	0.5	0.9	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.018	0.028	0.048	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-8 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥 地点A)

(試料採取日 令和3年1月8日)

項目	単位	DL-2.52~ DL-3.02	DL-3.02~ DL-3.52	DL-3.52~ DL-4.00	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.03	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	0.2	0.2	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.7	0.6	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.3	0.4	0.2	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.061	0.070	0.019	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-9 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥 地点B)

(試料採取日 令和3年1月8日)

項目	単位	DL-1.84~ DL-2.34	DL-2.34~ DL-2.84	DL-2.84~ DL-3.34	DL-3.34~ DL-4.00	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	0.02	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	0.6	0.5	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
バリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.053	0.014	0.016	0.011	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表-10 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥 地点C)

(試料採取日 令和3年1月7日)

項目	単位	DL-2.01～ DL-2.51	DL-2.51～ DL-3.01	DL-3.01～ DL-3.51	DL-3.51～ DL-4.00	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	0.7	0.7	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
バリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	0.019	0.016	0.038	≦10	○

注：有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。